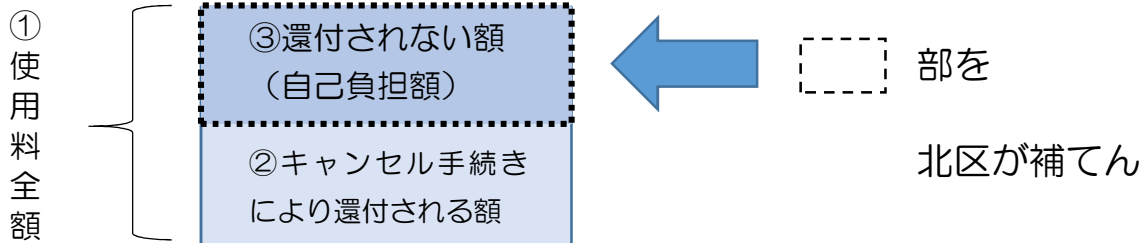


# 代替施設のキャンセル料（自己負担分）を補てんします

令和7年4月以降の北とぴあ利用に伴い、すでに申し込んでいる代替施設（北とぴあ・区外含む）をキャンセルすることになった場合、既に支払った使用料（①）から、キャンセル手続きに伴い還付される使用料（②）を差し引いた自己負担額（③）について、北区が補てんをいたします。



## ○対象

令和7年4月以降の北とぴあ利用に伴い、すでに申し込んでいる代替施設をキャンセルすることになった方。（利用行事を前倒しして令和7年3月以前の北とぴあ施設を予約した方を含みます。）

要件	令和7年4月以降の北とぴあ施設の予約が完了しており、①または②に該当するもの
①	他自治体施設または民間施設（令和7年4月以降利用分）のキャンセル
②	予定を前倒して申し込んだ北とぴあ施設（令和7年3月利用分まで）のキャンセル
備考	①②いずれも令和6年6月末日までに申し込みをしたものであること

### 対象費用

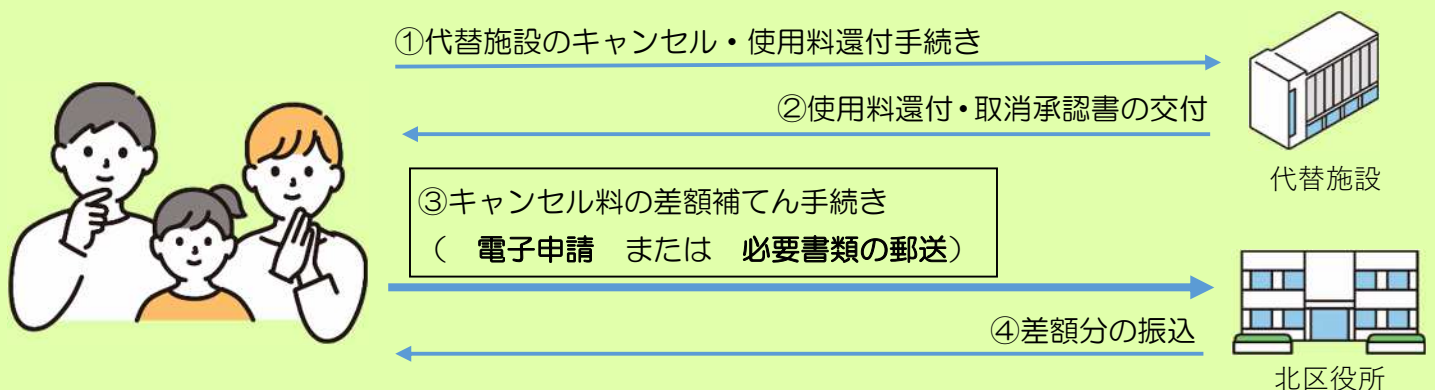
既に支払った使用料から、施設のキャンセルに伴い還付された使用料を差し引いた金額。

### 注意事項

- ・ご提出いただいた書類をもとに補てんの趣旨に照らし内容を審査いたします。
- ・補てんの対象となるキャンセル料は1つの北とぴあ施設予約に対して1件までです。
- ・キャンセル手続き遅延等により施設から使用料の還付を受けられない場合は対象外です。
- ・施設の規定等でキャンセルできず、使用料の還付を受けられない場合、全額を対象とします。
- ・キャンセルせずそのまま他施設を利用する場合の北とぴあ施設との使用料の差額は対象外です。

## ○手続きの方法

### 【北とぴあ申込み（令和7年4月以降分）後の流れ】



## 【必要書類】

① 申請書 兼請求書	<ul style="list-style-type: none"><li>・北区指定様式をご提出ください。下部 HP、北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館にあります。</li><li>・原則②代替施設の取消承認を受けた方を申請者としてください</li></ul>
委任状	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人利用の方で、申請者と②代替施設の取消承認を受けた方が異なる場合は、あわせて委任状をご提出ください。参考様式は下部 HP、北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館にあります。</li></ul>
+	
②代替施設の 取消承認書	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設の利用予約を取消した旨の書面</li><li>・「使用料」「還付額」「取消施設名」「当初施設を予約した際の申請日または予約成立日」「利用日」の記載があるもの</li></ul>
取消前の 使用承認書	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記取消承認書に、当初予約した施設の申請日（または予約が成立した日）の記載がない場合は、取消前の使用承認書も併せてご提出ください。通常、取消手続き時に回収されることが多いため、必要に応じてあらかじめコピーを保管していただくようお願いいたします。</li></ul>
+	
③北とぴあ 施設使用承認書	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和 7 年 4 月以降の利用分であること。</li><li>・②と同一の利用者であること。</li></ul>
+	
④本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者のものであること。</li><li>・マイナンバーカードの表面（専用ケースで性別、臓器提供意思欄をマスキングした状態でも構いません）、運転免許証、健康保険証など氏名の記載があるものの写し</li><li>※マイナンバーカードの裏面は受付不可。</li></ul>

## 【手続き方法】

右の二次元バーコードから電子申請をご利用いただけます。

お手元に必要書類②（必要な方は取消前の施設使用承認書）③④をご用意ください。



- ・個人利用の方で、申請者と代替施設の取消承認を受けた方が異なる場合
- ・その他郵送による手続きをご希望の場合

必要書類②（必要な方は取消前の施設使用承認書）③④のコピー、①と委任状の**原本**を下記提出先までご郵送ください。

※振込には 1 か月程度かかることがありますので、ご了承下さい。

手続きの期限は令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）（郵送の場合当日消印有効）です



←北区 HP  
申請書・委任状の  
様式はこちら

提出先・問い合わせ先  
〒114-8503 東京都北区王子 1-11-1 北とぴあ 10 階  
北区大規模区民施設整備担当課（TEL：03-5390-1116）